調査第二担当	前項第二号に掲げる事務のうち背後組織に属する者に関する違反事件に関するもの並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
調査第三担当	前項第二号に掲げる事務のうち違反事件に関するもの（調査第一担当、調査第二担当及び調査第五担当が分担する事務を除く。）並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
調査第四担当	前項第十七号（他の担当が分担する事務を除く。）及び第十九号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
調査第五担当	前項第二号に掲げる事務のうち司法警察員、検察官、矯正施設の長又は地方更生保護委員会から通報又は容疑者の身柄の引渡しを受けた違反事件に関するもの並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
［略］	
執行第一担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務（執行第二担当が分担する事務を除く。）
執行第二担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務のうち、監理措置又は仮放免された者に関するもの
［略］	
調査第一担当	前項第二号に掲げる事務のうち摘発を必要とする違反事件に関するもの並びに同項第十五号、第十七号（調査第二担当が分担する事務を除く。）及び第十九号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務

名古屋出入国在留管理局
大阪出入国在留管理局

調査第二担当	前項第二号に掲げる事務のうち背後組織に属する者に関する違反事件に関するもの及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
調査第三担当	前項第二号に掲げる事務のうち違反事件に関するもの（調査第一担当、調査第二担当及び調査第五担当が分担する事務を除く。）及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
調査第四担当	前項第十五号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
調査第五担当	前項第二号に掲げる事務のうち司法警察員、検察官、矯正施設の長又は地方更生保護委員会から通報又は容疑者の身柄の引渡しを受けた違反事件に関するもの及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［同上］	
執行第一担当	前項第四号及び第五号に掲げる事務（執行第二担当が分担する事務を除く。）
執行第二担当	前項第四号及び第五号に掲げる事務のうち、仮放免された者に関するもの
［同上］	
調査第一担当	前項第二号に掲げる事務のうち摘発を必要とする違反事件に関するもの、同項第十五号に掲げる事務（調査第二担当が分担する事務を除く。）及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務

名古屋出入国在留管理局
大阪出入国在留管理局